

先端素材や機微品目の輸出ならお任せください

必要性を増す安全保障貿易管理への対策支援

懸念国による機微技術の調達活動が多様化する昨今、ますます多くの民生用途品が大量破壊兵器等の開発に転用されるようになり、グローバルな取引では最大限のリスク管理が要求されています。しかしその一方で、外為法を主軸とした我が国の輸出管理制度は、その法令構造の難解さのため事業体レベルでは遵守の徹底が難しく、違反事例が後を絶たない状況です。

とりわけ従業員数300名以下の企業において管理体制の不備に起因する違反が多く、リソース不足に直面する中小企業では体制整備の課題が浮き彫りとなっています。また、法人が違反した場合における罰則の厳しさは国内法令でも最高水準にあり、適正な輸出管理の実行が日本産業界において急務とされています。

【輸出管理の法令構造】

 法 律
 外為法48条、25条

 政 令
 輸出貿易管理令、外国為替令

 省 令
 貨物等省令、貿易外省令等

通 達 運用通達、役務通達等

【罰則・行政制裁の一例】

刑事罰 10億円以下の罰金

行政罰 3年以内の貨物の輸出禁止

【違反事例】

従業員数別 20 人以下 **20** 人以下 **20** 人以下

21人~300人 **43**% 300 人超

違反原因別 管理体制不備 50%

該非判定誤り 41_%

その他

出典:外為法違反事例について(安全保障貿易関係)【令和元年度】

! 難解な法体系と管理体制の未整備

老舗商社による総合貿易サポート

当社は、安全保障貿易管理を中心とした各種貿易サービスをワンストップで提供し、事業者さまの海外展開をトータルサポート致します。

慶応2年創業の当社は、輸出入商社としての確かな歴史と実績を誇り、建築用ガラスや木材、各種工業用機械・部品から酒類、 ケミカル品まで取り扱い品目は多岐に渡ります。また、輸出管理の分野における専門家である安全保障貿易管理士や、通関士 有資格者を含む貿易のプロフェッショナルが在籍。事業者さまに応じた適切で包括的なサービスを提供致します。

【相談事例】

法令が難解なため、 海外からの引き合いを 断念した 海外へ輸出しているが 法令を遵守できている か不安だ 海外とのやり取りや 各種貿易手続が障壁 になっている

【当社サービスの一例】



輸出管理

該非判定・取引審査 許可申請手続き 米国EAR



引き合い・商談 契約・代金決済 納期調整



保険·本船手配 輸出入通関 輸出販売代行

安全保障貿易管理士や通関士有資格者を含む経験豊富な実務家がサポート致します。

お問い合わせ

創業1866年 輸出入商社 株式会社エス・アイザックス商会

住 所 東京都千代田区東神田2-9-6

TEL 03-6410-7262

メール matsuki@isaacs.co.jp

WEB www.isaacs.co.jp

担 当 海外事業部 松木

